

# 令和8年度佐賀県立唐津青翔高等学校

## 生徒送迎用タクシー運行業務委託 仕様書

### 1 目的

佐賀県立唐津北高等学校と佐賀県立東松浦高等学校の再編統合に伴い、平成17年4月に開校した佐賀県立唐津青翔高等学校への公共交通機関での通学が困難となる離島の生徒のため、受託者が所有するタクシーを使用し、生徒の送迎を行う。

### 2 使用車両

受託者所有車両（小型タクシー1台、運転手を除く乗車定員4名以上）

### 3 利用生徒

離島（馬渡島）から定期船を使って通学する生徒

### 4 運行区間

唐津市鎮西町の名護屋港と唐津青翔高等学校間の運行（片道の運行を1回とする）。復路については、浜野浦のバス停で途中降車する場合があるがその場合も、契約単価にて運行すること。

帰りの船便が欠航になった場合等は宿泊場所（呼子町、鎮西町、肥前町、唐津市内等）への送迎とする場合がある。

### 5 運行時間（参考例）

#### 【朝の運行】

名護屋港（7:55）→唐津青翔高等学校（8:20）

#### 【昼の運行】

唐津青翔高等学校（14:10）→名護屋港（14:35）

#### 【夕方の運行】

##### (1) 夏季の場合

唐津青翔高等学校（17:00）→名護屋港（17:25）

##### (2) 冬季の場合

唐津青翔高等学校（16:30）→名護屋港（16:55）

※時間や場所については、学校、生徒、船便等の状況により変動する。

### 6 運行回数と付随事項

(1) 406回（運行日数204日、1日あたり片道2回運行）

※学校、生徒、船便等の状況によっては、年間運行日数が増減する場合がある。

※土日祝において、部活動等があるときは運行する場合がある（但し、対象の生徒がいる場合のみ）。

- (2)月曜日から金曜日まで毎日運行し、長期休業中や土日・祝日については、学校行事や部活動等の状況に合わせて運行を決定する。
- (3)学校が毎週（月曜日～日曜日）の運行計画を立て、前週金曜日までに連絡する。
- (4)定期船の運行時刻の変更等に柔軟に対応し、生徒送迎ができること。
- (5)荒天の場合の対応について、朝の船便が出ない場合等確認をして対応すること。  
また、天候等の理由による欠航等で帰りの船便が早まる場合は、船の出発の1時間ほど前までに連絡する場合があるため、学校との協議等により対応を講じること。
- (6)帰りの船便が欠航になった場合等は宿泊場所（呼子町、鎮西町、肥前町、唐津市内 等）への送迎とする。
- (7)その他運行計画や運行時刻の変更連絡など調整が必要なときは、その都度、学校と協議を行うものとする。
- (8)運行に変更が生じた場合は速やかに学校に報告すること。

## 7 運転管理規程

### (1)法令遵守

受託者は、旅客自動車運送事業運輸規則等、タクシー事業における主な関係法令を遵守しなければならない。

### (2)自動車任意保険

受託者は、任意保険（対人・対物、搭乗者、無保険車傷害補償）に加入すること。なお、契約後、加入を証する保険証の写しを学校側に提出し、保険の契約更新時も同様とする。

### (3)運行状況報告

受託者は、毎月月末に当該月の運行状況を取りまとめ、翌月初めに学校へ書面により報告すること。

## 8 自己の責任

運行によって発生した事故については、事故による修理や事故の際の交渉及び補償を自己の責任について解決するものとする。

## 9 安全運転

落札後、契約前までに、運転者名簿と運転者の運転免許証の写しを提出すること。また、運転者が無事故無違反を保持し続けられる運営に勤めること。